# 江戸川区最低制限価格制度要綱

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、江戸川区契約事務規則（昭和39年３月江戸川区規則第３号。以下「規則」という。）第29条の規定に基づき、最低制限価格を設けて落札者の決定を行う契約について必要な事項を定めるものとする。

（対象）

**第２条**　最低制限価格を設ける対象となる契約は、総価による入札の方法により締結する契約のうち、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

（１）　予定価格（消費税相当額を含む。）が200万円を超える工事及び建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査その他調査委託（江戸川区制限付一般競争入札実施基準（平成12年４月１日適用）第２条に規定する工事等を除く。）の請負契約

（２）　契約担当者（規則第２条第３号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めた契約

２　前項の規定にかかわらず、契約担当者が契約の性質上最低制限価格を定めることが適当でないと認めるときは、これを定めないことができる。

一部改正〔平成30年要綱35号・令和７年245号〕

（最低制限価格の決定方法）

**第３条**　最低制限価格は、規則第30条第１項の規定により、当該案件ごとに契約担当者が定めるものとする。

（最低制限価格情報の取扱い）

**第４条**　最低制限価格を定めたときは、入札の公告等にその旨を記載し、周知するものとする。

２　最低制限価格は、非公表とする。

一部改正〔令和７年要綱245号〕

（最低制限価格の適用）

**第５条**　最低制限価格を下回って応札した者は、失格とする。

２　前項により失格となった者は、当該入札の再度入札に参加させないものとする。

一部改正〔令和７年要綱245号〕

（委任）

**第６条**　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

一部改正〔令和７年要綱245号〕

**付　則**

この要綱は、平成28年10月１日から施行し、施行日以降に初度の公告を行う契約から適用する。

**付　則**（平成30年４月１日要綱第35号）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

**付　則**（令和７年７月１日要綱第245号）

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。